第三十九条中「第百十七条第六項」を「第百十七条第五項及び第七項」に、「おいては、同項中「株式に」とあるのは、「優先出資に」と読み替えるもの」を「おけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十七条第五項	株主	優先出資社員
第百十七条第七項	株式に	優先出資に

第四十三条第二項の表第八百四十七条第三項から第五項までの項中「第八百四十七条第三項から第五項まで」を「第八百四十七条第三項及び第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八百四十七条第五項	第一項及び	資産流動化法第百七十四条第三項において準用する資産流動化法第九十七条第一項及び
	第一項の	同条第一項の
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	清算特定目的会社
第八百四十九条第一項	株式会社等	清算特定目的会社
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴え

第四十三条第二項の表第八百四十九条第四項の項を次のように改める。

第八百四十九条第四項及び第五項並びに第八百五十条第一項から第三項まで	株式会社等	清算特定目的会社

第四十三条第二項の表第八百五十条第四項の項中「第五十五条」の下に「、第百二条の二第二項、第百三条第三項」を「第百二十条第五項」の下に「、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を加え、同表に次のように加える。

第八百五十二条第一項及び第二項	株式会社等	清算特定目的会社
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第百七十四条第三項において準用する資産流動化法第九十七条第二項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項	株式会社等	清算特定目的会社

第五十五条に次の一項を加える。

3　法第二百四十二条第六項の規定において同条第五項において準用する会社法第七百十八条第三項の項の規定による権利者集会の招集について同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百七条第四項、第七百八条、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第五項において準用する第七百十八条第三項」と、「裁判の申立て」とあるのは「権利者集会の招集」と読み替えるものとする。

第五十九条に次の一項を加える。

3　法第二百四十九条第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第七百三十二条の決議の認可の申立てについて同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判」とあるのは、「資産流動化法第二百四十九条第一項において準用する第七百三十二条の決議の認可」と読み替えるものとする。

第六十二条に次の一項を加える。

3　法第二百五十九条第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第七百七条の特別代理人の選任について同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判」とあるのは、「資産流動化法第二百五十九条第一項において準用する第七百七条の特別代理人の選任」と読み替えるものとする。

第六十三条に次の一項を加える。

3　法第二百六十条第六項の規定において同条第五項において準用する会社法第七百十三条の特定信託管理者の解任について同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立て」とあるのは、「資産流動化法第二百六十条第五項において準用する第七百七条の特別代理人の選任、同項において準用する第七百十一条第三項の特定信託管理者の辞任及び資産流動化法第二百六十条第五項において準用する第七百十三条の特定信託管理者の解任」と読み替えるものとする。

第六十七条の表第百四条第九項の項、第百四条第十項の項及び第百四条第十一項の項を次のように改める。

第百四条第九項	受託者	受託信託会社等
	受益権	特定目的信託の受益権
	受益者	受益証券の権利者
第百四条第十項	受託者	受託信託会社等
	受益権の	特定目的信託の受益権の
第百四条第十一項	受益証券（第百八十五条第一項に規定する受益証券をいう。以下この章において同じ。）	受託信託会社等は、受益証券
	受益権に	特定目的信託の受益権に
	受益権の	特定目的信託の受益権の